平成２８年（フ）第３３号
北海道江別市大麻中町26番地の10　大麻ステーションビル501号室
債務者　高畑　靖雄
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４号
札幌市南区石山１条８丁目２番17号
債務者　黒田　武史
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番20号　リバ・ストーリーＥ―401号
債務者　遠山　充裕（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
札幌市中央区南５条西24丁目３番22号　ハイツエビス№２―207号
債務者　佐古　公信
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
群馬県安中市岩井718番地１　ローレルハイツ202
債務者　根本　政之
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5780番地１　ホープヒル武甲201
債務者　岡田　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
埼玉県秩父市大野原2313番地２　内柳ハイツＢ２、住民票上の住所埼玉県秩父市大野原2313番地２　内田荘１号室
債務者　新井　包衛
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
静岡県伊豆の国市古奈530番地の２　Ｌ．ＫＵＲＩＮＯＫＩ　202号　梅原方
債務者　脇　　佑介
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
静岡県駿東郡長泉町竹原16番地の１、前住所静岡県駿東郡清水町玉川３番地の２
債務者　杉山　直美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１８号
堺市西区鳳南町５丁667―１　サニーコート鳳南201号、住民票上の住所堺市西区鳳西町１丁77番地１　インペリアル鳳603号
債務者　千葉　　愛
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８号
大阪府藤井寺市沢田１丁目18番31―205号
債務者　靍瀬　美樹（旧姓下川・大鳥井）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２号
松江市東津田町2168番地677
債務者　佐藤　公美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
北海道帯広市東５条南24丁目６番地４　タンポハイツ104号室
債務者　内潟　文子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
宮城県角田市角田字裏町126番地５　Ｂ棟
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１号
福島県喜多方市字江中子4200番地４、前住所福島県喜多方市字江中子4200番地８
債務者　福島　正春（旧姓佐瀬）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字石尻183番地、前住所福島県会津若松市石堂町２番23号
債務者　大島　弘幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
静岡県富士宮市宮原713番地の54
債務者　市川富士雄
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
静岡地方裁判所富士支部